平成２５年（フ）第７４６号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番７―810号
債務者　兼次　光吉
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７４７号
大阪府枚方市走谷２丁目17番６号
債務者　島田　一郎
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７４８号
大阪市平野区長吉長原２丁目14番１―806号
債務者　齊藤　政子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７４９号
大阪府豊中市曽根西町２丁目３番31―402号
債務者　平良　有希（旧姓守本）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５８号
大阪府東大阪市日下町６丁目１番30号
債務者　森　　崇
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８３号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目215番地９
安里アパート101
債務者　川田　哲幸
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５７１号
沖縄県浦添市大平２丁目16番15―206号　シティコート大平
債務者　眞榮里瑛美
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２８号
沖縄県那覇市樋川１丁目７番３号　三美荘302
債務者　仲宗根義博
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４７号
沖縄県那覇市西１丁目７番16号　大城アパート202
債務者　赤嶺　清範
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１１０１号
神戸市兵庫区大同町３丁目４番６号
債務者　大石　和代
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９号
神戸市兵庫区新開地４丁目６番11―405号、従前の住所神戸市兵庫区滝山町７番地の51パレス西神戸708号
債務者　小澤　陽子（旧姓鈴鹿）
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７号
神戸市垂水区学が丘３丁目３番３―407号
債務者　三谷　清彦
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２２３号
名古屋市天白区平針１丁目1315番地　ユーハイツ平針201号、従前の住所愛知県日進市赤池４丁目303番地　パークサイド小池203
債務者　前田かおり
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５５８号
名古屋市中区栄１丁目18番15号　ラ・レジダンス・ド・シャトレーヌ202号、従前の住所大阪府摂津市別府２丁目24番29号
債務者　金城　重雄
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８３号
愛知県瀬戸市上品野町612番地
債務者　加藤　宏明
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９６号
名古屋市東区相生町79番地の１　第２足立ビル405号
債務者　花倉　　実
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２１号
愛知県大府市共栄町４丁目227番地
債務者　道下　和巳
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部